

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	基本協定書 (案)	1	第3条			S P C の設立	S P C の本店所在地について、本施設が完成後に、本施設に移転することは可能でしょうか。	不可とします。
2	基本協定書 (案)	2	第5条	2		業務の請負、委託	「事業契約の成立後速やかに、前項の定めるところに従って（中略）請負契約、業務委託契約又はこれらに代わる覚書等を締結させる。」とありますが、各業務開始までに適宜締結するとの理解でよろしいですか。	事業契約の成立後可能な限り速やかに締結をしてください。各契約の締結を約する覚書等を締結することも認めます。
3	基本協定書 (案)	2	第5条			(業務の請負、委託)	「火葬炉の設計・製作業務及び火葬炉の保守管理業務を_____に、」とありますが、火葬炉運転企業が、火葬炉の保守管理業務を担うことは可能でしょうか。	可とします。
4	基本協定書 (案)	3	第6条	3		事業契約	「落札者のいずれかが又は落札者のうちの適用のある者が」とありますが、「落札者のうちの適用のある者」とは、構成員、協力企業を指すものとの理解でよろしいですか。また、その場合、「落札者のいずれか」とは何を示すものですか。	「落札者のうちの適用のある者」とは、本項各号に該当する者を指します。例えば、本項第5号における「役員等」を指します。
5	基本協定書 (案)	4	第6条	3		事業契約	「この場合において」とありますが、仮契約を締結せず又は本契約を成立させない場合との理解でよろしいですか。	仮契約の締結又は本契約の成立の有無によりません。
6	基本協定書 (案)	4	第6条	3		事業契約	違約金が生じ得るのは、デフォルト発生が「本事業の入札手続きに関するもの」に限定されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	基本協定書 (案)	4	第6条	3	(1) (2)	事業契約	デフォルト発生により仮契約を締結せず又は本契約を成立させないことができる場合に関し、同条同項第1号及び第2号について、本事業に関するものに限定して頂きますようお願いいたします。	本事業に関するものに限定し、基本協定書において修正します。
8	基本協定書 (案)	4	第6条	3	(6)	事業契約	「その他、理由の如何を問わず、市の入札参加停止措置を受けたとき」とありますが、市発注契約又は一般契約の履行にあたり、仮に、施工中の不慮の事故等が発生し、市から指名停止を受けた場合、当該理由を以て自動的に契約しないとするのではなく、ご協議頂きますようお願いいたします。	第6条第3項第6号は削除し、契約書において修正します。
9	基本協定書 (案)	5	第10条	1	(1)	救済措置	「デフォルト発生が生じた場合（ただし、第6条第3号第6号に該当する場合には、本事業の入札手続きに関するときに限る）」とありますが、第6条第3項第6号に該当する場合だけでなく、第6条第3項第1号から第4号についても同様に本事業の入札手続きに関するときに限定していただけないでしょうか。	本事業に関するものに限定し、基本協定書において修正します。
10	基本協定書 (案)	5	第10条	2		救済措置	「前項第1号の場合」とありますが、本協定が解除された場合との理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。